

文京区バリアフリー基本構想の概要

(1) 策定の背景と目的

本区では、法や条例に基づき、行政や事業者がそれぞれの道路や施設のバリアフリー整備を進めていますが、事業主体や対象が異なる施設間でのバリアフリーの一体性・連続性が図られていない側面が課題となっています。また、交通政策基本法、障害者総合支援法、障害者差別解消法の施行等を受け、まちづくり（ハード面）と福祉施策（ソフト面）が連携した、心や情報のバリアフリーの視点を含むバリアフリー推進の必要性が高まっています。

さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」）開催を契機に、充実したバリアフリー対応が求められます。隣接した千代田区、台東区、荒川区では既にバリアフリー基本構想に基づき面的なバリアフリー整備が進められていることから、隣接区との連続的なバリアフリー化への配慮も必要となります。

これらの状況を踏まえ、行政・区民・事業者等が一体となってバリアフリー基本構想を策定しました。これにより、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会、公園管理者、建築物管理者などの各施設設置管理者が共通の方針に基づき主体的に事業を推進し、重点的かつ一体的なバリアフリーを実現していくため、平成28年3月に「文京区バリアフリー基本構想」を策定しました。

(2) 重点整備地区の設定

本区は区域が比較的小さく、区全体に共通するバリアフリー課題を検討することが重要です。

また、地域特性を踏まえた構想とすること、重点整備地区の要件としておおよそ 400ha 未満とされていることから、文京区都市マスタープランに示す5地区（都心地域、下町隣接地域、山の手地域東部、山の手地域中央、山の手地域西部）それぞれをバリアフリー法に基づく重点整備地区として設定しました。

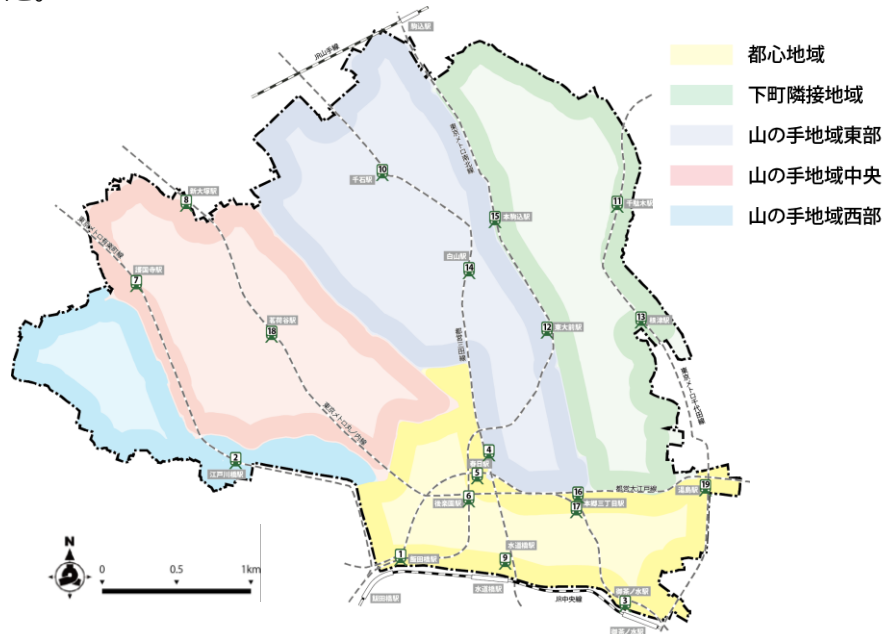


図1 文京区バリアフリー基本構想における重点整備地区

(3) 重点整備地区別計画の策定

バリアフリー基本構想の実現に向けて、各重点整備地区において、生活関連施設及び生活関連経路を所有または管理する事業者は具体的な特定事業を定め、バリアフリー化を推進していくことが求められます。

本区では、平成 28 年度に文京区バリアフリー基本構想に基づき「文京区バリアフリー基本構想重点整備地区別計画（都心地域・下町隣接地域）」を策定しました。策定にあたっては、区民参加により具体的な課題抽出を行うとともに、関係事業者との調整を図り、地区別方針に則った具体的な事業をとりまとめました。

今年度は、山の手地域東部、山の手地域中央、山の手地域西部における重点整備地区別計画（以下「地区別計画」）の策定を目指し、検討を進めています。

表1 地区別計画の策定経緯・予定

| 年度 | 対象地区 |
|---------------|-------------------------|
| 平成 28 年度 策定 | 都心地域、下町隣接地域 |
| 平成 29 年度 策定予定 | 山の手地域東部、山の手地域中央、山の手地域西部 |

(4) 地区別計画に関する基本方針

平成 29 年度に地区別計画策定予定の対象地区（山の手地域東部、山の手地域中央、山の手地域西部）における、地区別計画に関する基本方針を以下に示します。

① 山の手地域東部

2. 主要施設までの一体的かつ連続的な バリアフリー化

- 住宅市街地内の生活道路における安全・快適な道路環境の整備の推進
- 駅周辺や主要施設における施設間の経路案内の充実による回遊性の向上

1. 幹線道路等を中心とした安全かつ快適な歩 行空間のバリアフリー化

- 白山駅周辺における安全かつ快適な歩行空間の確保に向けたバリアフリー化の推進

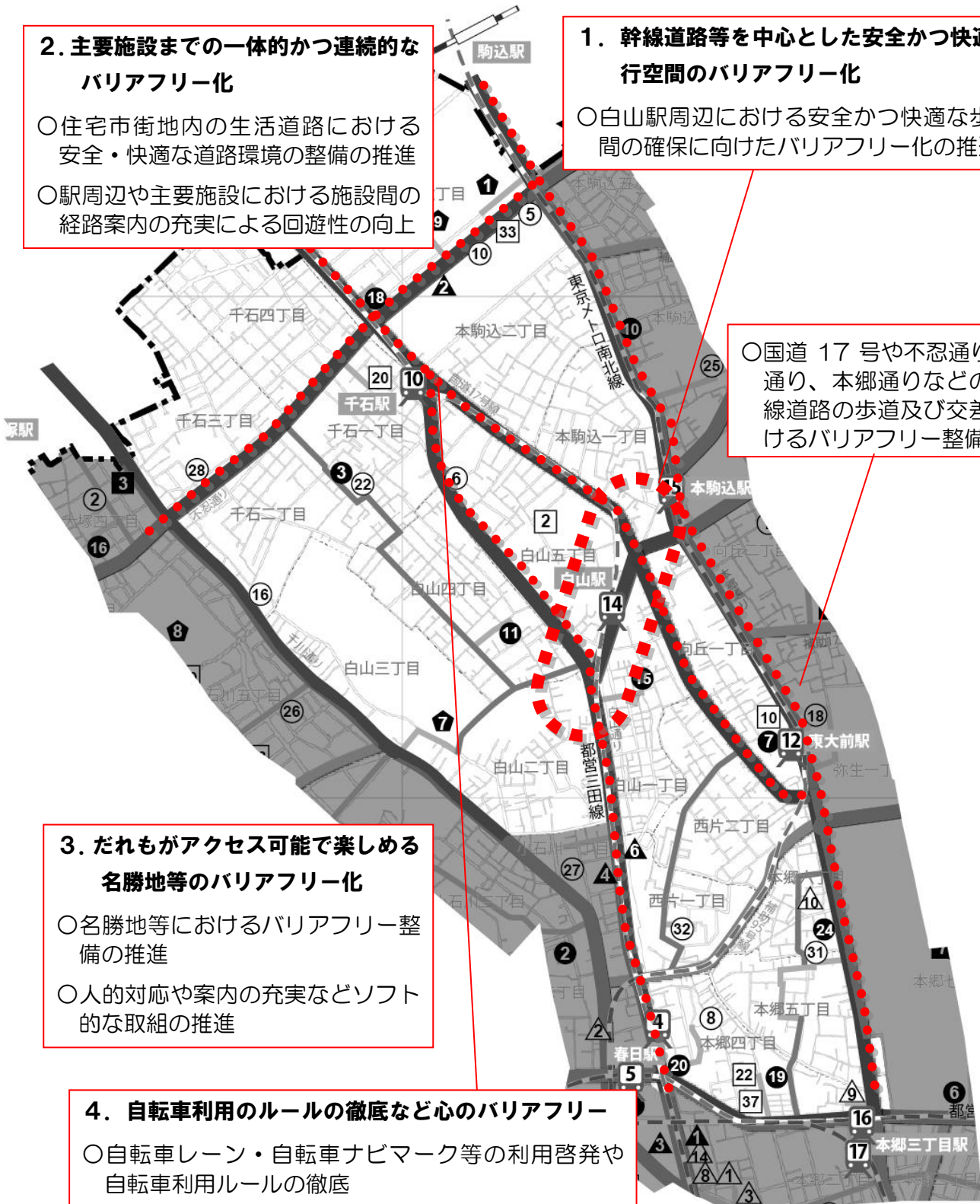
- 国道 17 号や不忍通り、白山通り、本郷通りなどの主要幹線道路の歩道及び交差点におけるバリアフリー整備の推進

3. だれもがアクセス可能で楽しめる 名勝地等のバリアフリー化

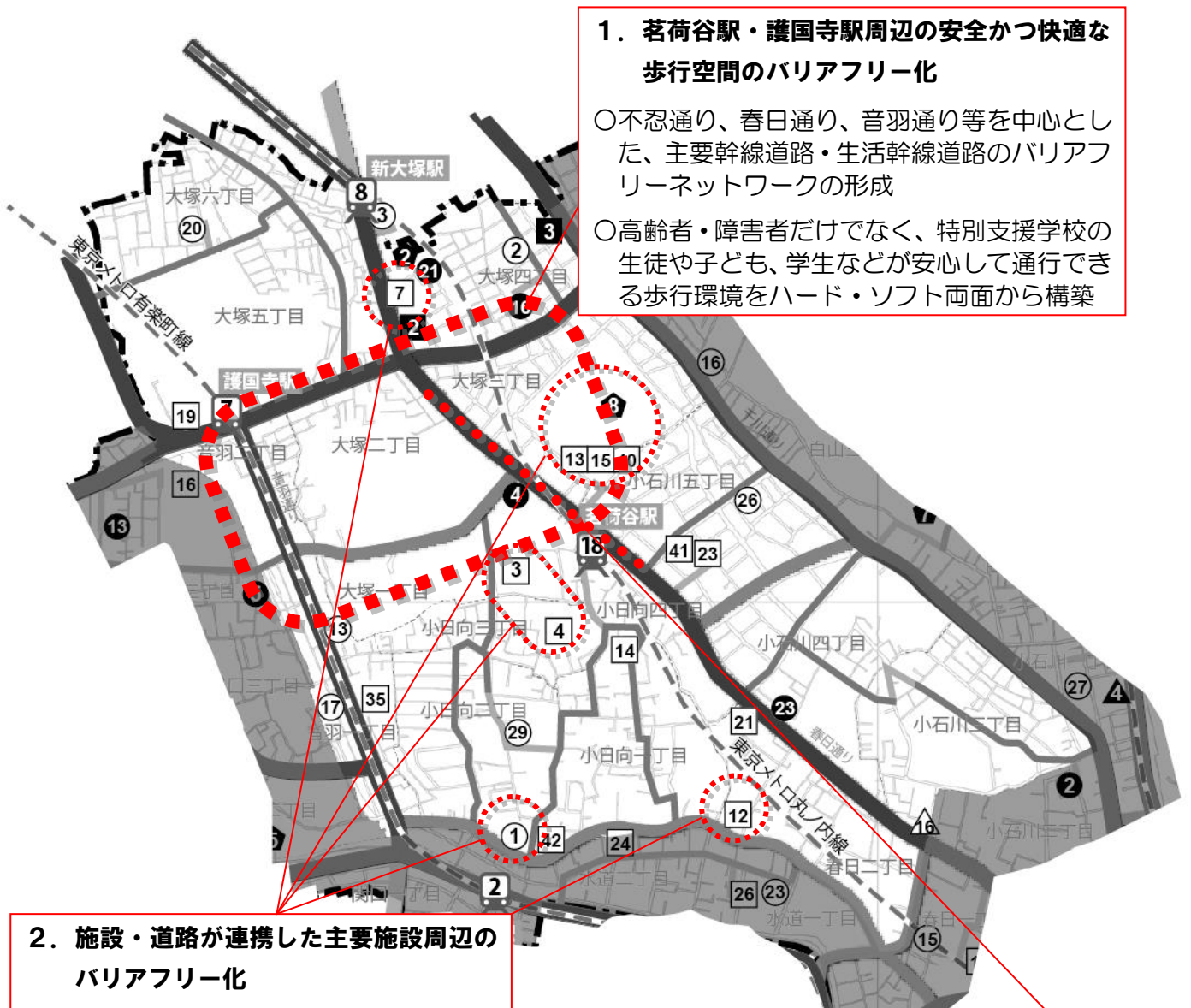
- 名勝地等におけるバリアフリー整備の推進
- 人的対応や案内の充実などソフト的な取組の推進

4. 自転車利用のルール徹底など心のバリアフリー

- 自転車レーン・自転車ナビマーク等の利用啓発や自転車利用ルールの徹底



② 山の手地域中央



1. 茗荷谷駅・護国寺駅周辺の安全かつ快適な歩行空間のバリアフリー化

- 不忍通り、春日通り、音羽通り等を中心とした、主要幹線道路・生活幹線道路のバリアフリーネットワークの形成
- 高齢者・障害者だけでなく、特別支援学校の生徒や子ども、学生などが安心して通行できる歩行環境をハード・ソフト両面から構築

2. 施設・道路が連携した主要施設周辺のバリアフリー化

- 大学や文京総合福祉センター、文京スポーツセンター周辺における、道路・施設相互の連携によるバリアフリー整備の推進や案内の充実
- 駅周辺における主要施設までの案内の充実によるわかりやすさの向上

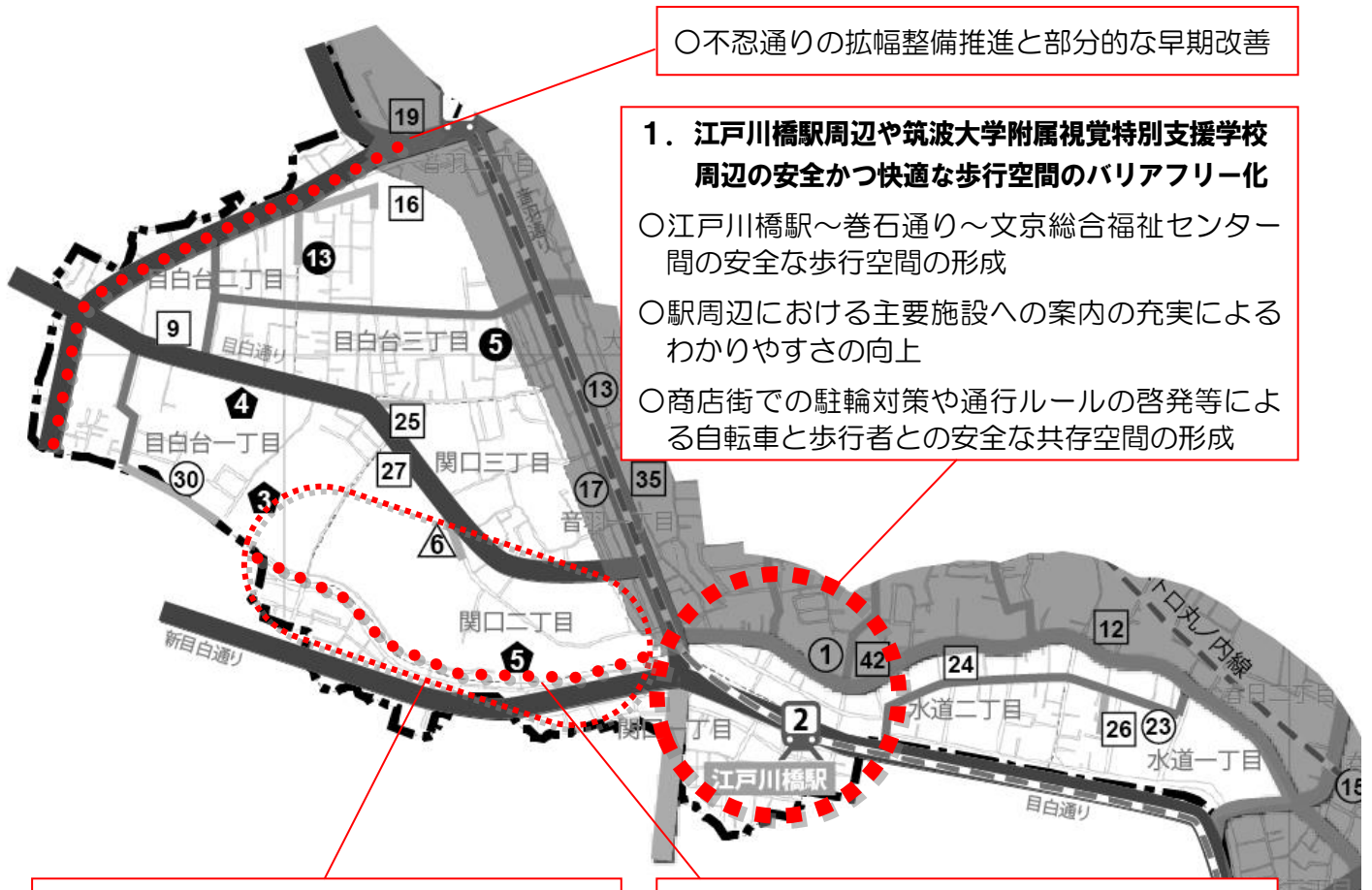
4. 自転車利用のルールの徹底など心のバリアフリー

- 自転車レーン等の利用に関する周知など自転車利用ルールの徹底

3. だれもが歩いて楽しめる坂のまちとしてのバリアフリー対応

- 小さな凹凸の改善や退避スペース（平坦部）の確保などバリアフリー整備の推進
- 車いす利用者への手助けやベンチの設置などソフト的な取組の推進

③ 山の手地域西部



○不忍通りの拡幅整備推進と部分的な早期改善

1. 江戸川橋駅周辺や筑波大学附属視覚特別支援学校周辺の安全かつ快適な歩行空間のバリアフリー化

- 江戸川橋駅～巻石通り～文京総合福祉センター間の安全な歩行空間の形成
- 駅周辺における主要施設への案内の充実によるわかりやすさの向上
- 商店街での駐輪対策や通行ルールの啓発等による自転車と歩行者との安全な共存空間の形成

2. 安全に通行できるよう、バリアフリーに配慮した坂道での対策

- 坂道における退避スペースの確保やベンチの設置などの推進
- 急な坂道での滑りにくい舗装、非常時にかまれる柵や手すりなどの対策の推進

3. 歩行者のための散策経路のバリアフリー化

- 公園や神田川沿いの道路における安全な歩行空間の確保
- 憩いの場づくりやベンチの設置などソフト的な取組の推進

4. 高齢者・障害者が特に多く利用する地域での心のバリアフリー

- 困っている人への積極的な声かけなどの心のバリアフリーの推進

5. 自転車利用のルールの徹底など心のバリアフリー

- 自転車走行空間の整備とあわせ、自転車の車道通行を促すなど自転車利用ルールの徹底

(5) バリアフリー基本構想の進行管理

国の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」では、バリアフリー法に基づく特定事業計画に則った事業推進のみならず、実施された事業の成果について評価を行い、必要に応じてバリアフリー基本構想の見直しや新たなバリアフリー基本構想の作成を行うことが望ましいとされています。

本区では、「文京区バリアフリー基本構想推進協議会」を設置し、バリアフリー基本構想に基づく地区別計画の策定（Plan）、事業の実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）のPDCAサイクルに基づき、バリアフリー基本構想の段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）を推進します。

具体的には、地区別計画に基づく事業の進捗状況について関係する施設設置管理者に毎年度照会を行って推進協議会で確認するとともに、平成32年度には中間評価として多様な区民参加のもと事業実施後の確認やさらなる改善の提案等を行います。そして、目標年次の平成37年度以降は、バリアフリー基本構想の評価や改定の必要性について検討します。

また、ソフト施策等の推進の一環として、推進協議会の場を活用しながら心のバリアフリーに関する研修会等の取組を継続的に展開するなど、より多くの区民の方に参加いただく機会を設けながら、心のバリアフリー等の普及・啓発を推進していきます。

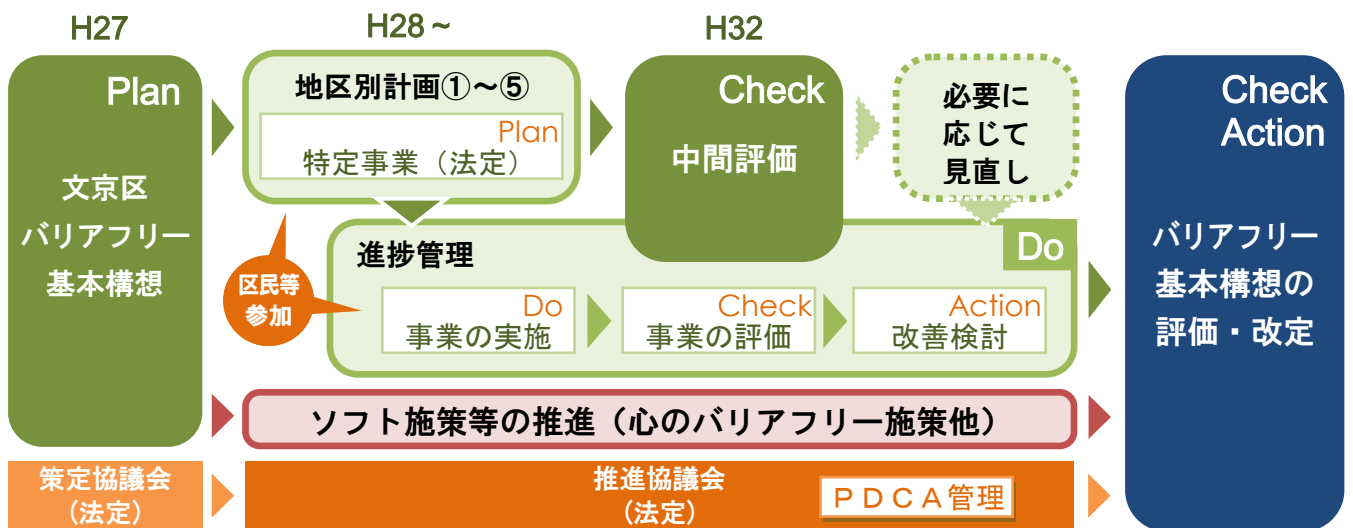


図2 文京区バリアフリー基本構想におけるPDCAサイクルのイメージ